

野田市児童福祉法に基づく障害児通
所給付費等の支給に関する規則及び野
田市特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の保育料等に関する規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第27号

野田市児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給に関する規則
及び野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等
に関する規則の一部を改正する規則

(野田市児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給に関する規則の一部
改正)

第1条 野田市児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給に関する規則（
平成24年野田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「医療型児童発達支援」を「肢体不自由児通所医療を含む
児童発達支援に係るもの」に改める。

(野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規
則の一部改正)

第2条 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関す
る規則（平成27年野田市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考の4の表の注の1中「、医療型児童発達支援（同法第6条
の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）」を削り、「第6
条の2の2第5項」を「第6条の2の2第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。